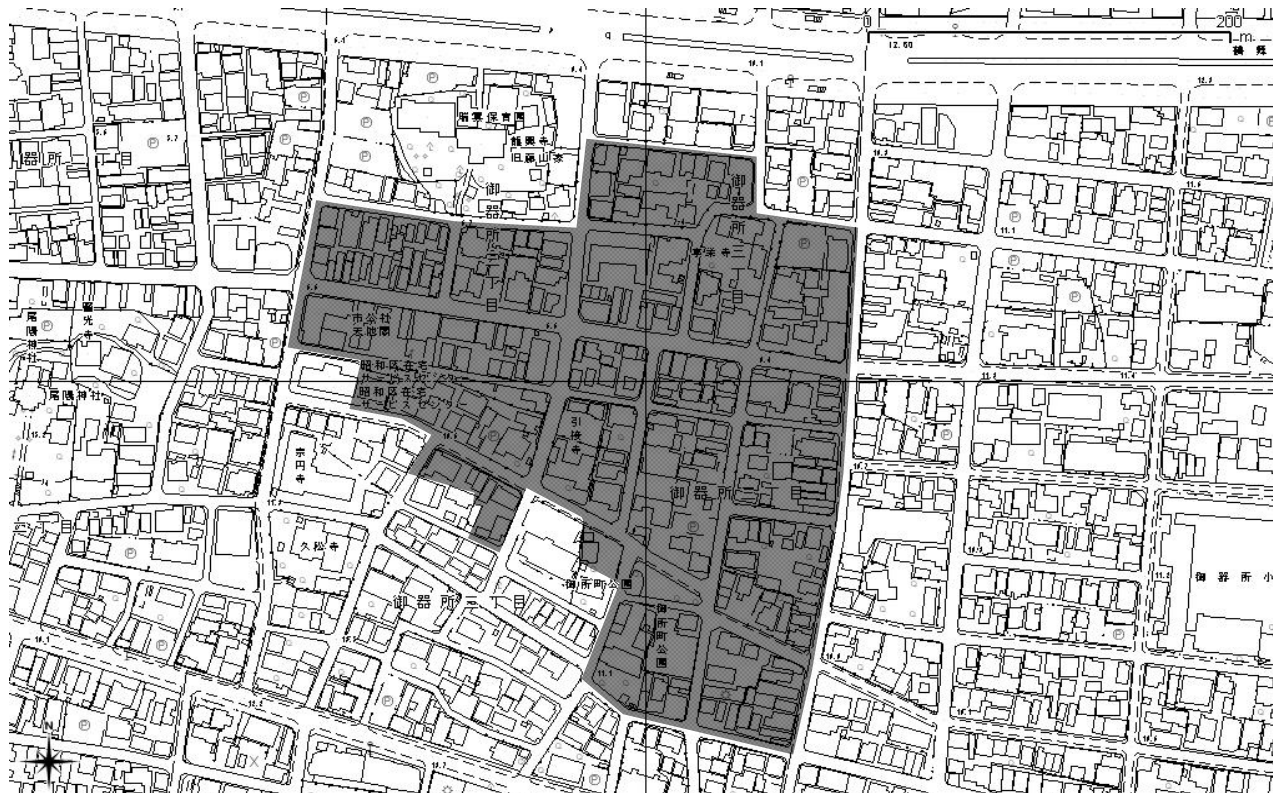


# 御器所三丁目天池・御所・洲原3番地区

## 【協定地区の範囲(網掛け部)】



注) 上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 昭和三丁目

【最初の認可】 平成25年9月9日

【最近の認可年月日】 平成25年9月9日

【認可番号】 25指令住建指第64号

【有効期間】 平成25年9月9日 より 10 年間 10年の期間延長有り

【用途地域】 第一種住居地域、近隣商業地域

### 【制限の概要】

- 1 建築物の階数は地階を除き4以下とする。
- 2 建築物の高さは現況の平均地盤から12メートル以下とする。
- 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業の用途に供する建築物の建築及びそれらの用途への変更を禁止する。
- 4 建築物の形態、意匠及び色彩は第3条に定める区域にふさわしいものとする。

## ●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、市街地建築係(電話052-972-2918)でご確認ください。